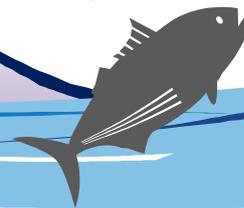


# まちづくり回覧板

～みんなでつくる自治基本条例～



平成24年3月

## 「焼津市自治基本条例・はじめの一步案」を検討

これまでの成果を活かしていくために

平成24年2月19日（日）午後1時から焼津公民館にて、第5回焼津市自治基本条例を考える市民会議を開催しました。なお、今回は会議の前にランチ会を行い、メンバー同士の交流を図りました。

会議には、相模女子大学の松下教授にご参加いただき、地方自治法と自治基本条例の関係など、議論の前提となる知識や考え方と、これまでの成果への感想などについて話をうかがいました（右の囲み）。

グループに分かれての話し合いでは、これまで出された意見や議論をまとめた資料をもとに、今後、より焼津らしい自治基本条例にしていくスタートとしての「はじめの一步案」に欠かせない大事なポイントについて検討しました。

最後の各班の発表（各班の要点は2ページ）では、松下先生から様々な助言をいただきながら、今後の検討の方向性についてみんなで考えました。



グループで話し合い

松下教授から今後に向けてのアドバイス

### 【話し合いの出発点】

これからの自治を考えるにあたり、行政や議会に頑張ってもらうが、市民ももっと力を出していこうということ。

### 【地方自治法と自治基本条例】

299条もある地方自治法の中で、住民がどう自治に関わるかはほとんど空白になっている。自治基本条例をつくるということは、その空白を埋める（新たな住民像を考える）という意味がある。

### 【「住民」と「市民」】

「市民」という言葉は法律にはない。地方自治法の「住民」とは、その自治体に本拠のある人（自然人）と、会社など（法人）のこと。このまちに住んでいなくても、仕事や学校で来ている人達もいる。これらの人々も含めた「市民」でまちづくりを進めていこうと考えるかどうか。

ちなみに「住民」に国籍は関係ない。住んでいるかどうかの問題。ただし、選挙権や直接請求権は日本国籍のある住民だけのもの。

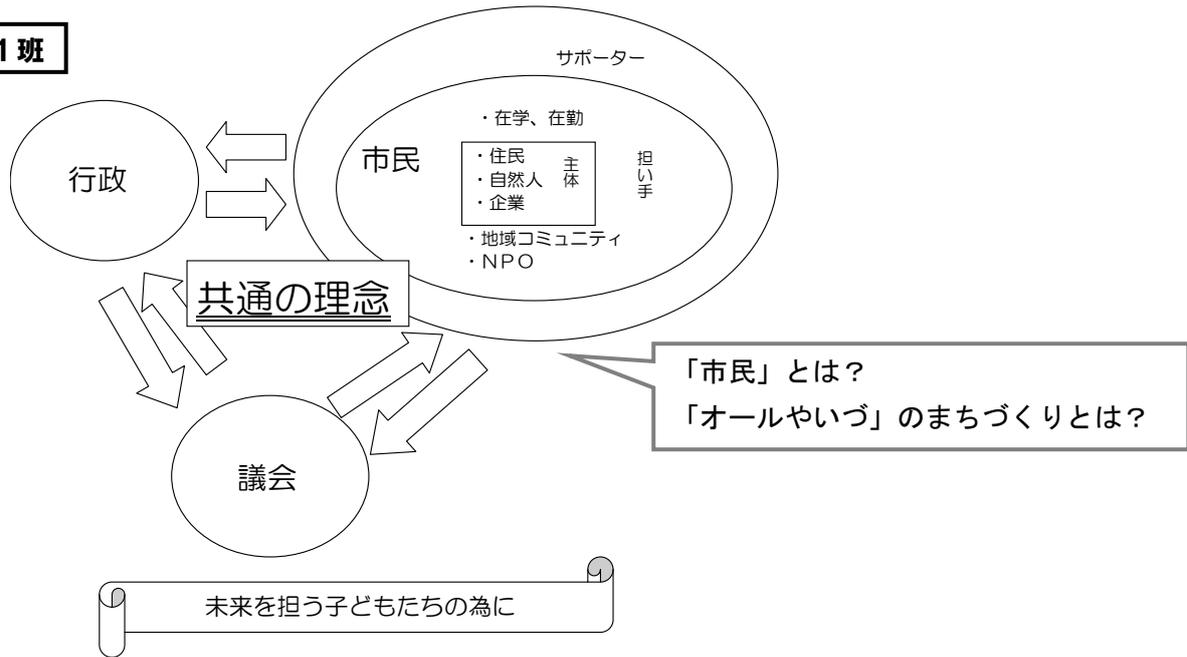
### 【これまでの話し合いの成果を見て】

「オールやいつのまちづくり」という考え方には共感。焼津では事業者の役割も大きいと思う。この条例がつくって終わりにならないための仕組みは大きく扱うと良い。

発行 焼津市自治基本条例を考える市民会議  
事務局：焼津市企画財政部企画調整課  
電話：054-626-2141（直通）  
E-mail：kikaku@city.yaizu.lg.jp

# 「焼津市自治基本条例・はじめの一步案」で大切にしたいこと

## 1班



## 2班

「焼津」を「〇〇（他市町）」に変えれば成り立ってしまうのではなく、  
「焼津」らしさ、「焼津」ならではのものを盛り込むべき！

- ★地場産業を活性化して、「焼津」ブランドを高める
- ★広域行政を進めて、効率化と交流人口を増やす～開放的まちづくり
- ★平和

## 3班

焼津市は自治基本条例をつくってどういう方向を目指すのか？

- ★日本一幸福度が高いまち、満足度が高いまち
- ★新しい型のコミュニティ～「つながり」の「しくみづくり」「場づくり」
- ★まちづくりのすべての情報に自由に簡単にアクセスできるまち
- ★育児の不安のないまち      ★「LOVE やいづ」      ★国際的なまち

## 4班

今までの議論を、もう少し掘り下げてみた。

- ★適切なコミュニティの範囲～小学校区単位、中学校区（公民館）単位
- ★これからの「焼津らしさ」をつくる～昔からの良さも大切にしながら
- ★言葉の定義（市民、行政、まちづくり、協働、自治）～意味の共有

## 5班

「焼津らしさ」ということを改めて考えてみた。

- ★みんなの“関心”を呼び込むまち
- ★“言いやすい”仕組みのあるまち
- ★情報発信の方法（紙媒体、電子媒体）
- ★わかりやすい“問いかけ”が出来るまち

